○法務省告示第四十二号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに不動産登記規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十二年一月二十七日

法務大臣　千葉　景子

登記所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第一号）の規定によりその商業登記の事務が福岡法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福岡法務局粕屋出張所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第一号）の規定によりその商業登記の事務が福岡法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福岡法務局直方支局

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第一号）の規定によりその商業登記の事務が福岡法務局北九州支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福岡法務局若松支局及び福島地方法務局福島出張所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第一号）の規定によりその商業登記の事務が札幌法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の札幌法務局江別出張所及び恵庭出張所

平成二十二年二月一日

平成二十二年二月二十二日

平成二十二年二月十五日

附　則

この告示は、平成二十二年一月二十七日から施行する。

○外務省告示第三十二号

平成二十一年六月三十日にウランバートルで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十一年七月二日に効力を生じた。

平成二十二年一月二十七日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、モンゴル国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモンゴル国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二十八億九千四百万円（二、八九四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、アジア開発銀行による社会セクター支援プログラムの下での改革計画（以下「改革計画」という。）においてモンゴル国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、モンゴル国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、モンゴル国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年〇・八パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、モンゴル国内の輸入者が調達適格国の供給者に対して既に行ったか又は行う支払で、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　モンゴル国政府は、モンゴル国政府の名義でモンゴル銀行に開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をモンゴルの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、モンゴル国政府の国家予算に編入され、モンゴル国政府による改革計画の実施を支援するために使用される。

5　モンゴル国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　モンゴル国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　モンゴル国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモンゴル国において課されるすべての財政課徴金及び租税を免除する。

8　モンゴル国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　モンゴル国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をモンゴル国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のモンゴル国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年六月三十日にウランバートルで

モンゴル国駐在

日本国特命全権大使　城所卓雄

モンゴル国　大蔵大臣

サンガジャブ・バヤルツォグト閣下

（モンゴル側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をモンゴル国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のモンゴル国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年六月三十日にウランバートルで

モンゴル国駐在

日本国特命全権大使　城所卓雄閣下

モンゴル国　大蔵大臣

サンガジャブ・バヤルツォグト

○厚生労働省告示第二十九号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第六条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率を次のように定める。

平成二十二年一月二十七日

厚生労働大臣　長妻　昭